

2013年6月21日  
一般社団法人 日本電機工業会

**電気主任技術者制度における  
外部委託承認範囲拡大及び全量買取制度に基づく  
太陽電池発電設備の点検頻度見直しに伴う電気事業法施行規則等の改正に対する意見**

○意見提出先  
経済産業省 商務流通保安グループ電力安全課

○案の公示日：2013年5月25日  
意見提出日：2013年6月21日

**■提出意見■**

太陽電池発電設備を始めとした発電設備について、外部委託承認範囲を1,000kW未満から2,000kW未満へ引き上げる今回の改正は、再生可能エネルギー等分散型電源の導入拡大に資するものであり、賛同いたします。

太陽電池発電設備の点検頻度については、買取制度によって急速に普及をはじめた非住宅用の太陽光発電システムの導入に大きな影響を及ぼすものであり、2014年3月末まで、専用受変電設備を含め「年2回」とする猶予期間を設けたことは適切な措置であると考えます。

なお、猶予期間後の点検頻度の扱いについては、規制改革に関する政府の方針を踏まえ、より合理的な点検方法について早急に検討することが必要と考えます。

具体的には、太陽光発電システムに用いられる受変電設備及び監視技術について、適切な検討の場を設けて近年の機器の安全性の向上や保安面の技術革新を検証し、検証結果にもとづき、電気主任技術者以外の保守要員や遠隔監視等の技術の活用など主任技術者による点検以外の方法も含め、必要な保安水準の確保を前提として、合理的かつ事業者の負担が最小限となることを可能にする制度とすべきと考えます。

以上

問い合わせ先：JEMA 新エネルギー部  
TEL03-3556-5888